

## 自動車ターミナル法

### 1. 案内情報

- 手続名 : トラックターミナル事業の許可  
手続根拠 : 自動車ターミナル法第3条  
手続対象者 : 事業を営もうとする者  
提出時期 : 事業を営もうとするとき  
提出方法 : トラックターミナル事業許可申請書を作成し、下記へ提出して下さい。  
・北海道運輸局自動車部  
・東北運輸局自動車部貨物課  
・新潟運輸局自動車部貨物課  
・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課  
・中部運輸局自動車部貨物運送振興課  
・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課  
・中国運輸局自動車部貨物課  
・四国運輸局自動車部貨物課  
・九州運輸局自動車部貨物運送振興課  
・沖縄総合事務局運輸部
- 手数料 : 無し  
添付書類・部数 : 自動車ターミナル法施行規則第1条。部数は提出先へお問い合わせ下さい。  
申請書様式 : 無し  
記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先 :

- ・北海道運輸局自動車部貨物運送振興課 011 - 290 - 2743
- ・東北運輸局自動車部貨物課 022 - 299 - 8868
- ・新潟運輸局自動車部貨物課 025 - 244 - 7579
- ・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課 045 - 211 - 7248
- ・中部運輸局自動車部貨物運送振興課 052 - 961 - 8037
- ・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課 06 - 6949 - 6448
- ・中国運輸局自動車部貨物課 082 - 228 - 3438
- ・四国運輸局自動車部貨物課 087 - 835 - 6365
- ・九州運輸局自動車部貨物運送振興課 092 - 472 - 2528
- ・沖縄総合事務局運輸部陸運第一課 098 - 866 - 0031

受付時間 : 提出先へお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ。

3. 手続情報

審査基準 : 自動車ターミナル事業法第5条、第6条

標準処理期間 : 2ヶ月

不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)